

令和6年4月以降のさぬき市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの単位について

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、指定事業者により提供されるサービスの単位は、「国が定める単位」を勘案して、市町村が定めるとされています。

先般、令和6年度介護保険制度改正によりサービス単位等の改定案が示されました。

さぬき市の総合事業の単位については、改正後の「国が定める単位」に合わせて改正し、令和6年4月から施行します。国の案に基づき、下記のとおり現段階での予定をお知らせいたします。

記

1 改正の内容

訪問型サービス・通所型サービスの単位（1単位10円）については、改正後の「国が定める単位」と同じ単位に改正します。

なお、令和6年度から回数の単位としますが、週の標準利用回数、月の上限も定めます。

<考え方>

◆訪問型サービス（独自）

区 分	単 位	コード
標準的なサービス（身体介護含む）	287 単位/回	A2 2411
生活援助中心		
20分以上 45分未満	179 単位/回	A2 2511
45分以上	220 単位/回	A2 2621
短時間の身体介護	163 単位/回	A2 1411

訪問型サービス報酬上限（独自）

	要支援1	要支援2	コード
週1回程度	1,176 単位/月		A2 1111
週2回程度	2,349 単位/月		A2 1211
週2回を超える程度		ケアプランの位置づけに基づく 3,727 単位/月	A2 1321

◆通所型サービス（独自）

区 分	単 位	月の利用回数	コード
要支援 1 (週に 1 回程度)	436 単位/回	1～4 回	A6 1113
	1,798 単位/月	5 回以上	A6 1111
要支援 2 (週に 2 回程度)	447 単位/回	1～8 回	A6 1123
	3,621 単位/月	9 回以上	A6 1121

※両サービスともに各種加算、減算あり。

2 下記の単位数サービスコード表を参考にしてください。なお 総合事業単位数表マスタ（CSV形式）は、準備ができしだい令和 6 年 4 月中に当ページにて掲載します。